

北海道経済産業局、北海道開発局、北海道運輸局、北海道労働局、北海道中小企業総合支援センターと北海道は、地域の皆さんが活用できる支援メニューや情報をタイムリーにお届けします。

INDEX

「○」：募集している助成事業

【1】新製品・海外展開 (P1)

- 平成 28 年度補正 ものづくり補助金(革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金)の公募開始【NEW】…………… 経済産業局

【2】販路拡大・海外展開 (P2～10)

- 平成 28 年度補正予算「商店街・まちなか集客力向上支援事業(商店街集客力向上支援事業)」の募集開始【NEW】…………… 経済産業局
- 「Challenge Local Cool Japan in ハリ」の公募開始～ テストマーケティングを通じた海外販路開拓～【NEW】…………… 経済産業局
- 平成 28 年度第 2 次補正「小規模事業者持続化補助金」の公募開始…………… 経済産業局
- 海外おみやげ宅配便～ 外国人観光客を対象にした生鮮品の宅配サービス…………… 開発局
- HOP1 EC サイト～ 香港・シンガポール向けインターネット販売…………… 開発局
- 平成 28 年度「トライアル新商品展示会」の開催【NEW】…………… 北海道
- 道産食品の輸出相談窓口に関するご案内…………… 北海道
- 海外での商談会や輸出相談などの事業実施…………… 北海道
- 「北海道食品機能性表示制度(愛称:ヘルシーDo)」の活用【NEW】…………… 北海道

【3】融資 (P11～14)

- 平成 28 年 8 月の大雨等被害により影響を受けている中小企業向け融資制度及び相談室…………… 北海道
- 北海道の中小企業向け融資制度…………… 北海道
- さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け融資制度及び相談室のご案内…………… 北海道
- 勤労者福祉資金のご案内…………… 北海道

【4】雇用の確保 (P15～20)

- キャリアアップ助成金処遇改善コースの改正について…………… 労働局
- 暴風雨及び豪雨(8/16～9/1)による災害に伴う雇用調整助成金の特例…………… 労働局
- 労働移動支援助成金の拡充について…………… 労働局
- 特定求職者雇用開発助成金(生活保護受給者等雇用開発コース)の創設【NEW】…………… 労働局
- 「高齢雇用開発特別奨励金」の支給要件の変更【NEW】…………… 労働局
- 「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内【NEW】…………… 北海道

【5】人材育成 (P21～29)

- 1月～2月開講講座のご案内【更新】…………… 中小企業大学旭川校
- 人材教育セミナーのご案内【NEW】…………… 中小企業大学旭川校
- 食品表示セミナーのご案内(1～2月開催)【NEW】…………… 北海道
- 高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校の平成 29 年度訓練生募集【更新】…………… 北海道
- 能力開発セミナー(1-3月開講予定)のご案内【更新】…………… 北海道
- 「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設…………… 労働局・北海道他

【6】各種相談 (P30)

- 「中小企業等経営・金融特別相談室 年末経営・金融相談」のご案内【NEW】…………… 北海道

【7】イベント・セミナー (P31～34)

- BCPワークショップの開催～事業継続計画のつくりかた～【NEW】…………… 経済産業局
- 「北海道航空宇宙セミナー」の開催【NEW】…………… 北海道
- 農林水産的財産保護コンソーシアム北海道ブロック知的財産セミナーの開催【NEW】…………… 北海道
- 「全国キャラバン！食の発掘商談会in札幌」の開催…………… 北海道

【8】その他 (P35～38)

- 「中小企業向け“使える!”経済産業省支援メニューガイドブック」の作成【NEW】…………… 経済産業局
- 平成 28 年度の「冬季の省エネルギーの取組について」…………… 経済産業局
- 北海道最低賃金(地域・特定)改定のお知らせ…………… 労働局
- 企業主導型保育事業のお知らせ(4次募集)…………… 北海道

平成 28 年度補正 ものづくり補助金（革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金）の公募を開始しました

【新規】（北海道経済産業局）

北海道中小企業団体中央会は、経済産業省からの補助により、平成 28 年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募を開始しました。

公募の締切は 1 月 17 日（火）、採択は 3 月中を目処に行う予定です。

◆**公募期間** 平成 28 年 11 月 14 日（月）～平成 29 年 1 月 17 日（火）（当日消印有効）

◆**事業概要** 国際的な経済社会情勢の変化に対応し、足腰の強い経済を構築するため、経営力向上に資する革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための中小企業・小規模事業者の設備投資等の一部を補助します。

1. 第四次産業革命型

◇事業期間 交付決定日～平成 29 年 12 月 29 日（金）

◇対象事業 2. 一般型、3. 小規模型、対象事業の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT・AI・ロボットを用いた設備投資を行うこと。

◇対象経費 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

◇補助率と補助上限額 対象経費の 2/3 以内、上限額 3,000 万円

2. 一般型

◇事業期間 交付決定日～平成 29 年 12 月 29 日（金）

◇対象事業 「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。または「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5 年で「付加価値額」年率 3%、「経常利益」年率 1%の向上を達成出来る計画であること。

◇対象経費 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費

◇補助率と補助上限額 対象経費の 2/3 以内、上限額 1,000 万円※

3. 小規模型

◇事業期間 交付決定日～平成 29 年 11 月 30 日（木）

◇対象事業 2. の対象事業に同じ。

◇対象経費 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬経費、専門家経費、クラウド利用費

◇補助率と補助上限額 対象経費の 2/3 以内、上限額 500 万円※

◆**公募要領、応募方法等の詳細は、以下の北海道中小企業団体中央会のウェブサイトをご覧ください。**

平成 28 年度補正「革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金」の公募について

【URL】<http://www.h-chuokai.or.jp/contents/monodukuri/h28koubo.html>

◆**申請・問い合わせ先**

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 7 丁目 プレスト 1・7ビル 3 階

北海道地域事務局（北海道中小企業団体中央会内）

TEL:011-231-1919

◆**参考**

平成 28 年度補正 ものづくり補助金（革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金）の公募を開始しました（当局のウェブサイト）

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokig/20161115/index.htm>

平成 28 年度補正予算「商店街・まちなか集客力向上支援事業（商店街集客力向上支援事業）」の
募集開始及び公募説明会の開催について
【新規】（北海道経済産業局）

商店街集客力向上支援事業事務局では、平成 28 年度補正予算「商店街・まちなか集客力向上支援事業（商店街集客力向上支援事業）」の募集を開始しました。

◆事業概要

商店街組織が単独で、又は商店街組織がまちづくり会社等の民間企業や特定非営利活動法人等と連携して行う、外国人観光客の消費需要等を取り込むための環境整備や消費喚起につながる IC 型ポイントカードシステム又はキャッシュレス端末の整備を支援することにより、商店街等の集客力を向上させ、生産性の向上や経営力の強化を図ることを目的とするものです。

【対象事業】

- (1) 商店街等において、外国人観光客数の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、外国人観光客の消費需要等を取り込むための以下の事業
- ・環境整備(免税手続カウンター、Wi-Fi 機器、デジタルサイネージの設置等)
 - ・防犯カメラの設置 ※単独では補助対象外です。
 - ・指さしシート等の接客ツールの作成
 - ・外国人対応に関する専門家招聘 等
- (2) 商店街等において、歩行者通行量の増加等の事業実施効果が見込まれる事業であって、消費喚起につながる IC 型ポイントカードシステム又はキャッシュレス端末整備事業

【対象事業者】

商店街組織又は商店街組織と民間事業者の連携体

【補助額・補助率】

上限額:7,500 万円、下限額:100 万円、補助率:2/3 以内

◆公募期間

平成 28 年 12 月 9 日(金)～平成 29 年 1 月 20 日(金)(当日消印有効)

◆公募要領等

詳細・募集要領等については、以下をご覧ください。

商店街集客力向上支援事業事務局(公式ウェブサイト)
【URL】<http://syoutengai-customers.jp/>

◆申請・問い合わせ先

商店街集客力向上支援事業事務局
〒104-0043 東京都中央区湊 1-6-11 八丁堀エスワンビル 3 階
TEL:03-6228-3629

◆参考

平成 28 年度補正予算「商店街・まちなか集客力向上支援事業(商店街集客力向上支援事業)」の募集開始及び公募説明会の開催について(当局のウェブサイト)

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokib/20161212/index.htm>

「Challenge Local Cool Japan in パリ」の公募を開始します

～ テストマーケティングを通じた海外販路開拓 ～

【新規】（北海道経済産業局）

全国の経済産業局では、優れたクールジャパン商品を選定し、世界のショーウインドウであるパリの実店舗での常設展示や、テストマーケティングの実施を通じた海外販路開拓を支援するため、12月1日から全国の優れたクールジャパン商品の募集を開始します。

◆募集概要

◇対象商品

クールジャパン商品。（地域性及びデザイン性が感じられ、伝統・文化・技術・ライフスタイル等を背景に有する商品）なお、食品は対象外とし、輸出可能な商品に限ります。

◇商品選定数

全国で50点程度。

◇対象事業者

商品の海外展開を自社戦略として取り組む意欲・計画（又は実績）を有する事業者。

◇費用

申請費用は無料。

最終的に商品が選定された事業者は、事業参加費、商品輸出入関連費、委託販売手数料が発生します。

◆応募方法等の詳細は、当局のウェブサイトをご覧ください。

「Challenge Local Cool Japan in パリ」の公募を開始します～ テストマーケティングを通じた海外販路開拓～

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokim/20161201/index.htm>

募集締切：平成29年1月20日（金）

◆申込・問い合わせ先

経済産業省北海道経済産業局 地域経済部 情報・サービス政策課

TEL:011-736-9628

E-mail:hokkaido-johoservice@meti.go.jp

本社所在地が北海道以外の事業者は、本社所在地域を所管する経済産業局に提出してください。

◆事業スケジュール

◇商品公募期間

平成28年12月1日（木）～平成29年1月20日（金）

◇書類選考結果通知（予定）

平成29年2月10日（金）

◇最終商品選定会開催（予定）

平成29年2月下旬頃 ※事業者参加

◇常設展示期間

平成29年4月～平成30年3月末 ※原則1年間

平成 28 年度第 2 次補正「小規模事業者持続化補助金」の公募を開始しました

(北海道経済産業局)

日本商工会議所及び全国商工会連合会では、平成 28 年度第 2 次補正「小規模事業者持続化補助金」の公募を開始しました。

小規模事業者の事業の持続的発展を後押しするため、小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取組む販路開拓等の経費の一部を補助します。

◆募集類型

募集開始はいずれも平成 28 年 11 月 4 日(金)からですが、締切は、類型によって異なりますのでご注意ください。

◇一般型

【対象者】全国の小規模事業者

【補助率・上限額】補助対象経費の 3 分の 2 以内／50 万円、100 万円(賃上げ、雇用対策、海外展開、買物弱者対策)、500 万円(複数の事業者が連携した共同事業)

【公募締切】平成 29 年 1 月 27 日(金)※当日消印有効

◇台風激甚災害対策型

【対象者】北海道空知郡南富良野町並びに岩手県宮古市、久慈市及び下閉伊郡岩泉町に所在する台風第 7 号、台風第 11 号、台風第 9 号及び台風第 10 号の影響を受けた小規模事業者

【補助率・上限額】補助対象経費の 3 分の 2 以内／100 万円、1,000 万円(複数の事業者が連携した共同事業)

【公募締切】1 次締切:平成 28 年 12 月 2 日(金)※当日消印有効

2 次締切:平成 29 年 1 月 27 日(金)※当日消印有効

※1 次締切の採択事業者は平成 28 年 8 月 31 日以降に発生した費用が補助対象となります。

◇熊本地震対策型

【対象者】熊本県全域及び大分県の一部地域(別府市、日田市、竹田市、宇佐市(旧院内町、旧安心院町のみ)、由布市、九重町、玖珠町)に所在する平成 28 年熊本地震の影響を受けた小規模事業者

【補助率・上限額】補助対象経費の 3 分の 2 以内／200 万円、2,000 万円(複数の事業者が連携した共同事業)

【公募期間】1 次締切:平成 28 年 11 月 25 日(金)※当日消印有効

2 次締切:平成 29 年 1 月 27 日(金)※当日消印有効

公募要項等、その他詳細に関しては当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokip/20161107/index.htm>

◆申請・問い合わせ先

申請に際しては、最寄りの商工会議所又は商工会による確認が必要となります。

日本商工会議所 小規模事業者持続化補助金事務局

TEL:03-6447-0820[9:30~12:00、13:00~17:30/土日祝日、年末年始除く]

北海道商工会連合会

TEL:011-251-0102[9:00~12:00、13:00~17:30/土日祝日、年末年始除く]

「海外おみやげ宅配便」のご案内
 ～外国人観光客を対象に生鮮品を宅配しませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

このたび「HOP1サービス」を活用して、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の取り扱いを開始しました。

本サービスにより、自国のご自宅まで宅配することが可能となりますので、これまで難しかった外国人観光客への生鮮品の販売が可能となります。ご興味のある方は、本サービス導入を是非ご検討ください。

- ◆事業概要 ・店頭販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・台湾、香港、シンガポール・マレーシアからの観光客に、冷蔵・冷凍品等を販売したい方。
 ※マレーシア便につきましては、3/31(木)からサービスを一時休止しております。
 サービスが再開となり次第、改めてご連絡します。
- ◆輸送費 ・海外おみやげ宅配便利用料金(税抜き)
 香港、台湾 5kg 以内…7,000 円 10kg 以内… 9,000 円 15kg 以内… 11,000 円
 シンガポール、マレーシア
 5kg 以内…11,000 円 10kg 以内…14,000 円 15kg 以内… 17,000 円
 ※箱のサイズは、5kg 以内は縦+横+高さ=80cm 以内、10kg 以内は縦+横+高さ=100cm 以内、
 15kg 以内は縦+横+高さ=120cm 以内
 ・台湾向けは、関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります
 ・シンガポール向けは、付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります
 ・マレーシア向けは、商品毎に異なる関税・消費税が必要となります(税率についてはHOP事務局までお問い合わせください)。
- ◆発送時期 ・毎週火曜日集荷、最短で金曜日に現地到着。
- ◆導入方法 ・下記の北海道開発局ホームページからファイル「商品販売までの流れ」をダウンロードし、必要事項をご記入の上、FAXでHOP事務局(TEL 011-896-0543)にお申込みください。担当者よりご連絡いたします。「販売マニュアル」につきましても、一度ご覧ください。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)

海外おみやげ宅配便にご興味のある方は事務局までご連絡ください。

北海道のおいしい物を自分の国に送りたいなる

HOP1サービスで航空輸送

北海道で購入

海外まで宅配

海外おみやげ宅配便利用料金 (税抜き)					
5kg 以内	●香港/台湾 --- 7,000円 ●シンガポール --- 11,000円 <small>縦+横+高さ=80cm以内</small>	10kg 以内	●香港/台湾 --- 9,000円 ●シンガポール --- 14,000円 <small>縦+横+高さ=100cm以内</small>	15kg 以内	●香港/台湾 --- 11,000円 ●シンガポール --- 17,000円 <small>縦+横+高さ=120cm以内</small>
<small>※台湾向けは別途関税・営業税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×30%が必要となります。シンガポール向けは付加価値税として別途(商品代金+海外おみやげ宅配便利用料金)×7%が必要となります。</small>					
5kgの物品を配送する際の例 <small>(消費税3%の場合)</small>		10kgの物品を配送する際の例		15kgの物品を配送する際の例	
商品代金	10,800円	商品代金	10,800円	商品代金	10,800円
HOP1利用料	7,560円	HOP1利用料	7,560円	HOP1利用料	11,880円
消費税	324円	消費税	324円	消費税	324円
送料	18,360円	送料	23,868円	送料	24,268円

「HOP1 ECサイト」のご案内

～香港・シンガポール向けにネット販売をはじめませんか？～

(北海道開発局)

北海道開発局では、北海道・札幌大学と連携し、北海道産品の輸出拡大・物流活性化に向けて、商流・物流の課題に取り組む「北海道国際輸送プラットホーム(略称HOP)」構築に向けた各種取組を進めております。

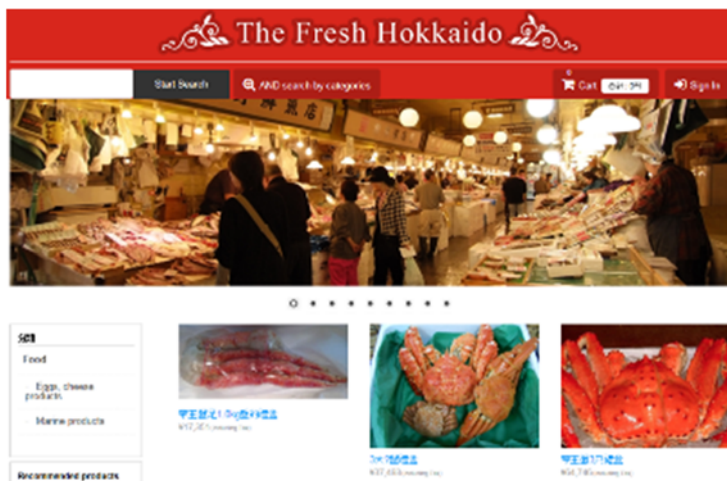
その取組の一環として、外国人観光客向けのおみやげ品宅配サービス「海外おみやげ宅配便」の拡充に取り組んでおり、今般、新たに「HOP1 ECサイト」を開設しました。

本サービスは、海外から北海道産品をお取り寄せできるネット通販サイトで、「海外おみやげ宅配便」に加盟している販売店の商品をネット販売し、香港とシンガポールの自宅へ宅配することができます。

道内旅行をしたことがある外国人観光客の「あの味をもう一度食べたい」というニーズに応えるものであり、さらにクチコミ等により、道内観光をしたことがない外国の方の購入も期待できます。また、「海外おみやげ宅配便」加盟店の紹介サイト(無料)とも連動しておりますので、加盟店の皆さまが個々に海外向けのホームページを開設しなくとも利用できるほか、海外顧客へのPRツールとしても利用することができます。

海外販路の拡大に向けて、是非この機会に「海外おみやげ宅配便」と併せて、導入をご検討ください。

- ◆事業概要 ・ネット販売した冷蔵・冷凍品等を「HOP1サービス」を利用して購入者の自国へ配送します。
- ◆対象者 ・「海外おみやげ宅配便」の加盟店で、香港・シンガポール向けのネット販売をしたい方。
※台湾・マレーシア向けの販売は対象外です。
- ◆費用 ・掲載初期手数料 5,000 円
・月額手数料 2,000 円
・販売手数料(販売の都度、販売価格の9%)
※以下はオプションです。
・商品撮影 1 カット 3,000 円～
・原稿翻訳 400 字 2,500 円～
- ◆導入方法 ・HOP事務局にご連絡ください(TEL 011-896-0543)。
http://www.hkd.mlit.go.jp/zigyoka/z_kowan/platform/omiyage.html
- ◆照会先 ・北海道開発局 港湾空港部 港湾計画課 TEL 011-709-2137(担当:黒川、藪田)



※サイトイメージ図(中国語版)



※チラシイメージ図(英語版、中国語版)

平成28年度「トライアル新商品展示会」を開催します！

【新規】（北海道）

北海道では、中小企業者の皆様が生産する新商品の販路開拓を支援する「新商品トライアル制度」を実施しています。

この制度は、道の事務事業の効果的・効率的執行や住民福祉の向上等に資する新商品を知事が認定し、販路開拓を支援するものです。

このたび、道民の皆様にトライアル認定新商品をご紹介するために、認定新商品を集めた展示会を開催することといたしました。

本道の中小企業者の皆様が生産する新商品の数々を道民の皆様にをご紹介しますので、皆様のご来場を心よりお待ちしております。

◆開催期間

平成29年1月23日(月)12時 ～ 1月25日(水)15時

◆開催場所

道庁本庁舎1階 道政広報コーナー特設展示場A（札幌市中央区北3条日6丁目）

◆入場料：無料

◆お問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課中小企業支援グループ
(TEL 011-204-5331)



《トライアル新商品展示会 札幌会場の様子》

道産食品の輸出相談窓口に関するご案内

(北海道)

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)では、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。

諸外国の規制・制度、国の支援事業、輸出先国のマーケット情報、輸出手続き等輸出に関するお問い合わせに、ぜひご活用ください。

農林水産物・食品の輸出相談窓口

農林水産省と日本貿易振興機構(ジェトロ)は、皆様にお気軽に相談いただける「農林水産物・食品輸出相談窓口」を国内各地に設置しています。是非、ご活用ください。

農林水産 輸出相談 **検索**

北海道農政事務所 : TEL 011-330-8810

- ・輸出先国の各種規制・制度 (放射性物質、検疫等)
- ・輸出に関する各種支援事業

等



ジェトロ北海道 : TEL 011-261-7434

- ・輸出先国の基礎情報、マーケット情報
- ・輸出手続きについて ・見本市・商談会に関する情報

等

- ◆ 農林水産省、ジェトロ本部でも相談をお受けしております。この他、地方農政局、国内のジェトロ事務所に設置している窓口は次のURLよりご参照ください(右記QRコードからもアクセスできます)。

農林水産省 : TEL 03-6744-7155 ジェトロ : TEL 03-3582-5646

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/e_soudan/attach/pdf/index-1.pdf



- ◆ 酒類の輸出についても、国税局・税務署および上記窓口において相談を受け付けておりますので、是非、お問い合わせください。

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138 (直通)

海外での商談会や輸出相談などの事業を実施しています

(北海道)

道では、道産食品の輸出に取り組む道内企業を支援するため、海外での商談会やセミナーなどの委託事業を実施しています。募集中の事業の詳細については、受託事業者のホームページをご覧ください。

(ホームページ：<http://www.h-food.or.jp/>)

◆海外商談会

- ・香港（食品全般） 12/24-27 募集終了
- ・シンガポール（機能性食品・スイーツ） 1/19 募集終了
- ・台湾（食品全般） 2/15 募集中(1/6ㄨ)
- ・タイ（食品全般） 2/20-21 募集終了
- ・UAE(ドバイ・アブダビ)（食品全般） 2/6, 8 募集中(12/28ㄨ)

◆輸出アドバイザーの配置

輸出に係る相談や、海外での販路開拓、物流手続の支援を行うアドバイザーを、道内と海外に配置しています。ご相談を希望する場合は受託者にお問い合わせください。

- ・道内アドバイザー（担当地域：東アジア、北米・EU、中東）
- ・海外現地アドバイザー（シンガポール、タイ）

（活用事例）

- ・輸出入規制等の課題把握とその解決方策の検討、輸出対象商品の発掘など。
- ・海外現地アドバイザーは、現地向けの商流・定期物流網を持っていますので、ご相談ください。

◆道内セミナー

- ・ムスリム対応セミナー(1～2月、旭川、北見、釧路。札幌、函館、帯広は終了)
ハラール市場の対応についてわかりやすく解説します。
- ・普及啓発セミナー(2月予定、札幌)
機能性食品やスイーツの輸出に取り組んでいる企業の事例発表などを行います。
- ・事業報告会(2月下旬、札幌)
海外商談会等の事業の取組状況や、これを踏まえた輸出に向けたヒントなどを、道内・海外現地アドバイザーが広くお知らせします。(個別輸出相談も実施予定)

◆問い合わせ先

受託者：(一社)北海道食産業振興機構 TEL011-200-7000

(委託者：北海道経済部食関連産業室輸出戦略グループ TEL011-204-5138(直通))

「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシー^ドo）」の活用について

【新規】（北海道）

道では、道産加工食品に含まれる機能性成分について、健康でいられる体づくりに関する科学的な研究が行われた事実を認定する「北海道食品機能性表示制度（愛称：ヘルシーDo）」を平成25年4月1日からスタートさせました。

ヘルシーDoは、消費者の健康志向の高まりを捉えた、道産食品の付加価値向上と販路拡大につながる制度です。企業の皆様には、ぜひ積極的な活用をご検討ください。

《制度の概要》

- ◆認定要件 ・北海道で製造された加工食品であること
・加工食品に含まれる機能性素材が北海道で製造されていること
- ◆認定基準 ・加工食品に含まれる成分について、健康の維持、増進効果の検証のために行われたヒト介入試験の結果に基づき論文（同分野の複数の専門家による査読付きの学術論文）が作成されていることなど
- ◆認定審査 ・論文等について、道が、委員会を設置し、学識経験者の意見を聞いて審査
- ◆申請受付 ・年2回（5月、11月）
- ◆表示 ・認定品は商品パッケージに以下を表示

＜認定文言＞

この商品に含まれる＜成分名＞については、『健康でいられる体づくりに関する科学的研究』が行われたことを北海道が認定したものです。（この表示は、北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区における国との協議に基づき、北海道内で製造された製品に限り認められたものです。）

【認定マーク】



【ロゴマーク】



※ロゴマークの表示は任意

《認定数》

- ◆37社71品目（平成28年12月現在）

《その他》

- ◆ヘルシーDo認定品は認定前と比較し約30%売上額が増加しています。中には、3倍、4倍に増えた事例もあります。（道の平成27年度調査実施の結果）
- ◆道では、ヘルシーDo認定品を広く紹介するため、さまざまな取組を行っています。
 - ・ヘルシーDoフェア（平成28年度は12月までに、「北海道どさんこプラザ札幌店」などで7回開催）
 - ・「健康博覧会2017」（2月15日～2月17日、東京ビッグサイトで開催される国内最大級の健康関連の展示会）に『北海道機能性食品ゾーン』を展開し、認定企業とともにヘルシーDoをアピール など

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室研究集積グループ

北海道札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5226

**平成28年8月の大雨等により影響を受けている
中小企業向け融資制度及び相談室** (北海道)

道では、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)により被害を受けた中小企業者等の方々の早期復旧と経営の安定を融資制度及び相談室により支援します。

また、年末は、平日(開庁日)のほか、12月29日、30日にも相談窓口(中小企業課のみ)を設置し、相談を受け付けます。

◆制度概要

制度名	中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】	
融資対象	(1)	道内に事業所を有する中小企業者及び中小企業等協同組合等であって、平成28年8月16日からの大雨等(台風7号、9号、10号及び11号を含む)の被害により、経営に影響を受けているもの ＜適用地域＞ 道内全市町村
	(2)	中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 ※特定中小企業者の認定は、本社所在地を管轄する市町村長が行い、以下の要件のいずれにも該当することが必要となります。 【認定要件】 ・指定地域において、事業を1年以上継続しておこなっていること ・平成28年台風10号に係る災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等が前年同期比で20%以上減少することが見込まれること ＜指定地域＞ 南富良野町 ＜指定期間＞平成28年8月30日～平成29年3月15日
資金使途	設備資金	運転資金
融資金額	8,000万円	5,000万円
融資期間	10年以内(据置2年以内)	
融資利率	固定金利 年1.1%(融資期間 5年以内) 年1.3%(融資期間10年以内) 変動金利 年1.1%(融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)	
担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとします。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

※上記資金に関する条件、手続きなど詳細については、下記ウェブページをご覧ください。

URL：http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/ck/kny/yuushi/shikin_28oame.htm

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

北海道の中小企業向け融資制度（中小企業総合振興資金）

（北海道）

道では、中小企業の皆様が経営基盤の強化や事業の活性化に向けて円滑な資金調達ができるよう、中小企業総合振興資金融資制度を通じて支援しています。

また、中小企業信用保険法の改正に伴い、平成27年10月1日から特定非営利活動法人(NPO法人)の方も中小企業総合振興資金をお使いいただけるようになりました。

◆制度概要

資金名		融資対象	
ライフ ステージ 対応資金	創業貸付	①新たに事業を開始する、又は会社を設立する予定の個人 ②新たに会社を設立する予定の中小企業者である会社 ③創業後5年を経過しない個人又は中小企業者である会社	
	ステップ アップ 貸付	政 策 サポ-ト	事業規模の拡大や経営効率の向上を図る計画を有する中小企業者等 道の経済施策に基づく分野の事業に取り組む方 【食、国際、環境・エネルギー、ものづくり、商業、 事業活性化(経営革新、雇用、事業承継、表彰)】
		観 光・ 企業立地	①道内において観光施設の新増設や観光客の受入体制の整備に取り組む方 ②道内において工場や事業所の新増設を行う企業立地促進費補助金の 対象業種事業者
	経営力強化貸付	信用保証協会の「経営力強化保証制度」の対象となる中小企業者等	
	再生支援貸付	①北海道中小企業再生支援協議会の支援による事業再生に取り組む中 小企業者等 ②経営安定(倒産防止)特別相談室を設置する商工会議所等の推薦を受 けた中小企業者等	
経済環境 変化対応 資金	経営環境 変化対応 貸付	経済環境の変化により、一時的に売上や利益の減少等業況悪化を来して いる中小企業者等	
		原料等 高騰	①原料等高騰の影響により、売上高に対する売上原価等の割合が前年同 期比で増加している中小企業者等 ②①の要件に該当し、省エネルギー施設等を導入する方
		認定企業	中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の認定を受けた「特定 中小企業者」、又は、道が特に認めた事由により影響を受けている中小企業者等
	災害復旧	①災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項に基づく市町村長の 認定を受けた「特定中小企業者」 ②災害等により被害を受けた方で道が認めた地域内に事業所を有する中 小企業者等	
防災・減災 貸付	防災・減災 貸付	事業継続計画(BCP)を策定し、事前に災害等に備える取組を行う中小企 業者等	
	耐震改修 対 策	要緊急安全確認大規模建築物を所有する方	
一般経営 資金	一般貸付	中小企業者等	
	小規模企業 貸付	従業員20人(商業・サービス業は5人、宿泊業及び娯楽業は20人)以下 の中小企業者等	
		小口	信用保証協会の「小口零細企業保証制度」の対象となる小規模企業者

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL: <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/yuushi/index.htm>

◆問い合わせ先: 北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

さけ・ます流し網漁禁止に係る関連中小企業者向け

融資制度及び相談室のご案内

(北海道)

ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁の禁止により、売上高の減少など経営に影響を受けている関連中小企業者等の方々は、次の融資制度をご利用いただけます。

また、原料となるさけ・ますの入手が困難になるなど、経営に影響を受ける中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、次のとおり相談室を設置しています。

◆制度概要

資金名	経営環境変化対応貸付【認定企業】	
融資対象	中小企業信用保険法第2条第5項第2号に基づく市町村長の認定を受けた「特定中小企業者」 「特定中小企業者」の認定にあたっては、本社所在地を管轄する市町村への申請が必要です。 また、認定基準は次のとおりです。 なお、平成28年9月29日付けで認定基準が緩和され、売上高等の比較にあたっては、これまでの前年に加え、前々年との比較が可能となりました。 【認定基準】 次のいずれかに該当する中小企業者等で、さけ・ます流し網漁の禁止(平成28年1月1日)以降、1か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年又は前々年同期比10%以上であり、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年又は前々年同期比10%以上であること。 (1)さけ・ます流し網漁業者と直接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (2)さけ・ます流し網漁業者と間接的に取引を行っており、かつ、当該漁業者との取引依存度が20%以上である方 (3)根室市に事業所を有する方(さけ・ます流し網漁業者との取引依存度は問いません)	
資金使途	事業資金(運転資金・設備資金)	
融資金額	1億円以内	
融資期間	10年以内(うち据置2年以内)	
融資利率	《固定金利》 5年以内 年1.1% 10年以内 年1.3%	《変動金利》 年1.1% (融資期間が3年を超える取扱いの場合に限る)
担保及び償還方法	取扱金融機関の定めるところによります。	
信用保証	すべて信用保証協会の保証付きとなります。	
取扱金融機関	北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、農林中央金庫、信用金庫、信用組合	

◆「ロシア水域におけるさけ・ます流し網漁禁止関連中小企業等経営・金融相談室」のご案内

<受付時間> 平日8時45分から17時30分まで(電話相談可)

<設置場所> 経済部地域経済局中小企業課 TEL:011-204-5346

釧路総合振興局商工労働観光課 TEL:0154-43-9182

根室振興局商工労働観光課 TEL:0153-24-5619

※上記融資制度のご案内等に関するお問い合わせも受け付けています。

勤労者福祉資金のご案内 (北海道)

道では、中小企業にお勤めの方、非正規労働者の方、季節労働者の方、事業主の都合により離職された方を対象に、医療、教育、冠婚葬祭などの生活資金を取扱金融機関の窓口を通じて融資しています。

なお、申し込みにあたっては、取扱金融機関の融資条件や審査がありますので、必要な書類など詳細は申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。

◆制度の概要

区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
融資対象	中小企業に勤務する方	非正規労働者の方 (民間事業所等にお勤めの有期契約社員、派遣社員、パート社員、嘱託の方など)	2年間で通算 12 か月以上勤務している季節労働者の方(雇用保険特例受給資格者)で、次のいずれの要件も備えた方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ① 雇用保険受給資格者 ② 賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	ただし、以下の条件に当てはまる方 ① 前年の総所得が600万円以下(所得控除後の金額)の方 ② 前年の総収入が150万円以上の方(北海道勤労者信用基金協会の保証を利用する場合) ※育児・介護休業中の方もご利用いただけます。			
資金使途	医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、住宅補修、耐久消費財購入、一般生活費			医療、災害、教育(本人及び子弟の教育訓練に要する経費を含みます)、冠婚葬祭、一般生活費
融資金額	120万円以内			100万円以内
融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)
融資利率	年1.60%		年0.60%	
償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
信用保証	取扱金融機関の定めによります。	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要です。		
申込先	<ul style="list-style-type: none"> 取扱金融機関(北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、各信用金庫、各信用組合の本店・支店)が申し込み窓口となっています。 申し込みにあたっては、取扱金融機関の条件や審査がありますので、必要な書類など詳しいことは、申し込みを希望される金融機関へお問い合わせください。 			

※詳しい要件については、下記ウェブページをご覧ください。

URL : <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/kny/kinrosha/kinroshafukushi.htm>

◆問い合わせ先：北海道 経済部 地域経済局 中小企業課 金融グループ(TEL 011-204-5346)
各総合振興局・振興局 産業振興部 商工労働観光課
後志総合振興局 産業振興部 小樽商工労働事務所

キャリアアップ助成金処遇改善コースの改正等について

(北海道労働局)

キャリアアップ助成金処遇改善コース(賃金規定等改定)は、有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合に、対象労働者数に応じて、事業主を助成する制度です。

○ すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人 :10万円(7.5万円) 4人～6人:20万円(15万円)
7人～10人:30万円(20万円) 11人～100人:1人当たり3万円(2万円)

○ 一部(雇用形態・職種別等)の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が

1人～3人:5万円(3.5万円) 4人～6人:10万円(7.5万円)
7人～10人:15万円(10万円) 11人～100人:1人当たり1.5万円(1万円)

◆職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円(15万円)を加算

◆()は中小企業以外の額です

より利用しやすいように支給要件を緩和(平成28年8月5日～)

○ キャリアアップ計画書の提出期限の緩和(人材育成コースは、従前のおり訓練開始日の前日の1か月前まで)

「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。

○ 賃金規定等の運用期間の緩和

「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。

○ 最低賃金との関係に係る要件緩和

「賃金規定等の増額分には、最低賃金額の公示日以降、公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日の前日までは、最低賃金額までの増額分を含めてよいこと」に変更しました。

中小企業に対する加算措置の創設

○ 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合、上記現行制度の助成額に加算されます。

1人当たり 14,250円(※18,000円)を加算(すべての賃金規定等改定の場合)

1人当たり 7,600円(※9,600円)を加算(一部の賃金規定等改定の場合)

(※)申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。

○ 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。

◆当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

平成28年10月の改正について

キャリアアップ助成金処遇改善コース(短時間労働者の労働時間延長)は、有期契約労働者等の労働時間を延長し社会保険を適用した場合に事業主を助成する制度で、平成28年10月から次のとおり拡充しています。

○ 短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し社会保険を適用した場合

1人当たり 20万円(15万円)

○ 処遇改善コース(賃金規定等改定)と併せて新たに社会保険を適用した労働者の手取り収入が減少しない※ように週所定労働時間を延長した場合は、1～4時間以上でも助成

1時間以上:1人当たり 4万円(3万円) 2時間以上:1人当たり 8万円(6万円)

3時間以上:1人当たり12万円(9万円) 4時間以上:1人当たり16万円(12万円)

(※)延長時間数に応じて以下のとおり延長時に基本給を昇給することで、手取り収入が減少していないと判断します。

1時間以上:13%以上昇給 2時間以上:8%以上昇給 3時間以上:3%以上昇給 4時間以上:2%以上昇給

◆()は中小企業以外の額です

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター6階 TEL 011-788-9071

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害に伴う

雇用調整助成金の特例について

(北海道労働局)

雇用調整助成金とは、景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

今般、激甚災害として指定された、「平成 28 年 8 月 16 日から 9 月 1 日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」の影響により、事業活動が急激に縮小する事業所が生じ、地域経済への影響が長期化することが見込まれることから、本災害に伴う経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業等の雇用調整を行わざるを得ない事業主に対し、以下のとおり雇用調整助成金の特例措置が実施されています。

1 要件緩和

<現行の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 3 か月間の月平均値が、前年同期に比べ 10% 以上減少している事業所であること。

<特例措置後の支給要件>

生産量、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近 1 か月間の月平均値が、前年同期に比べ 10% 以上減少している事業所であること。

2 遡及適用

平成 28 年 8 月 16 日以降に提出される初回の休業等実施計画書から適用することとし、平成 28 年 12 月 22 日までに提出があったものについては、**事前に届け出られたものとする。**

※本災害の影響による「経済上の理由」とは例えば以下のような場合が該当します。

- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、今回の雇用調整助成金の特例措置の利用に当たってのご相談等については北海道労働局または最寄りのハローワークまでご相談ください。

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL 011-788-2294

◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

労働移動支援助成金の拡充について【平成28年10月19日付け制度改正】 (北海道労働局)

労働移動支援助成金のうち、再就職支援奨励金及び受入れ人材育成支援奨励金について、平成28年10月19日付けで制度改正が行われ、下記のとおり新たな支援メニューが新設されたほか、助成額が引き上げられるなど、助成内容が拡充されました。

助成金種別	改正内容																														
再就職支援奨励金	<p>再就職支援奨励金は、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者に対し、民間の職業紹介事業者による再就職支援を委託、または求職活動のための休暇を付与するといった再就職援助のための措置を行った事業主に対し助成するものであり、労働者の円滑な再就職の促進を目的としています。</p> <p><再就職支援(再就職実現分)の拡充> 再就職支援の委託を受けた職業紹介事業者が訓練を実施した際の助成(訓練加算)の拡充 【改正前】6万円/月(最大3か月分)→【改正後】訓練実施費用×2/3(上限30万円) 支給対象となる訓練時間の見直し 【改正前】訓練時間が1か月以上であり、各月あたり50時間以上の訓練であること →【改正後】総訓練時間数が10時間以上の訓練であること</p> <p><教育訓練施設等が実施する訓練への助成(職業訓練実施支援)の新設> 再就職のための訓練を教育訓練施設等への委託により実施する事業主に対し、委託に要した費用の一部を助成するもの 【助成内容】訓練実施費用×2/3(上限30万円) 【対象となる訓練内容】 ・総訓練時間数が10時間以上の訓練であること(Off-JTのみ) ・以下の(a)のみ、または(a)と(b)の組み合わせにより実施するもの (a)再就職先での職務の遂行に必要となる技能・知識の向上を図るもの (b)キャリア形成に役立つ事項に係る技能・知識の向上や理解の促進を図るもの * (a)と(b)の組み合わせの場合、(b)の割合が全体の5割以下であること ※これらの改正内容は平成28年10月19日以降に提出された再就職援助計画等の対象者について適用されます。</p>																														
受入れ人材育成支援奨励金	<p>受入れ人材育成支援奨励金は、事業規模の縮小等により離職を余儀なくされ、再就職援助計画等の対象となった労働者を、離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇入れを行った場合の助成(早期雇入れ支援)と、雇入れた労働者に対し職業訓練を行った場合の助成(人材育成支援)があり、いずれも労働者の早期再就職の促進を目的としています。</p> <p><早期雇入れ支援の拡充> 「優遇助成」に該当する場合の助成額の引き上げ 【改正前】 通常：支給対象者1名あたり：30万円 優遇助成：支給対象者1名あたり：40万円 【改正後】 通常：支給対象者1名あたり：30万円(変更なし) 優遇助成：支給対象者1名あたり：80万円(40万円×2回) ※改正後の助成額は平成28年10月19日以降の雇入れの場合に適用されます。</p> <p><人材育成支援の拡充> 訓練実施1時間あたりの助成額を引き上げるとともに「優遇助成」を新設 【改正前】</p> <table border="1" data-bbox="464 1541 1291 1653"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">助成額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td colspan="2">800円</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td colspan="2">実費相当額 上限30万円</td> </tr> <tr> <td>OJT</td> <td>実施助成</td> <td colspan="2">700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>【改正後】</p> <table border="1" data-bbox="464 1675 1291 1792"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>通常助成</th> <th>優遇助成</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成</td> <td>900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td colspan="2">実費相当額 上限30万円</td> </tr> <tr> <td>OJT</td> <td>実施助成</td> <td>800円</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※改正後の助成額は平成28年10月19日以降に提出された職業訓練計画より対象となります。 ●「優遇助成」は、生産指標等により一定の成長性が認められる事業所の事業主が、「認定支援機関」の支援を受けて再生計画を策定している事業所等から離職した方を雇入れた場合に対象となります。</p>			助成額		Off-JT	賃金助成	800円		経費助成	実費相当額 上限30万円		OJT	実施助成	700円				通常助成	優遇助成	Off-JT	賃金助成	900円	1,000円	経費助成	実費相当額 上限30万円		OJT	実施助成	800円	900円
		助成額																													
Off-JT	賃金助成	800円																													
	経費助成	実費相当額 上限30万円																													
OJT	実施助成	700円																													
		通常助成	優遇助成																												
Off-JT	賃金助成	900円	1,000円																												
	経費助成	実費相当額 上限30万円																													
OJT	実施助成	800円	900円																												

- ◆これらの助成金には、助成人数や助成額に上限があります。
- ◆この他にも助成金の詳細な支給要件がありますので、利用を検討される際は問い合わせいただくか、厚生労働省のホームページをご覧ください。
- ◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金さっぽろセンター6階 TEL011-788-2294
- ◆厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

特定求職者雇用開発助成金（生活保護受給者等雇用開発コース）の創設について

【平成28年10月19日創設】

【新規】（北海道労働局）

この助成金は、自治体からハローワークに就労支援の要請があった生活保護受給者や生活困窮者を、継続して雇用する労働者（雇用保険の一般被保険者）として雇い入れる事業主を支援し、生活保護受給者や生活困窮者等の方の雇用と職場定着を促進するためのものです。

○ 生活保護受給者や生活困窮者を新たに雇い入れた事業主に助成金を支給します。

以下の①～③のいずれにも該当する方をハローワークまたは民間の職業紹介事業者などの紹介により常用労働者として新たに雇用する事業主に助成金を支給します。

① 生活保護受給者又は生活困窮者

- ▶「生活保護受給者」とは、現に生活保護を受給中の方であって、生活保護の申請段階の方や過去に生活保護を受給していた方は含みません。「生活困窮者」とは、自治体が自立支援計画の作成を行った方であり、計画に記載された目標の達成時期が到来していない方に限ります。

② 自治体よりハローワークに対し就労支援の要請がなされている方

- ▶自治体が労働局・ハローワークと「生活保護受給者等就労自立促進事業」に係る協定を締結し、この協定に基づき就労支援の要請がなされた方が対象です。

③ 自治体とハローワークが連携して行う就労支援の期間内の方

- ▶自治体からの支援要請を受け、自治体とハローワークにおいて定める就労支援期間内の方が対象です。

※雇入れ日において上記全ての項目を満たす必要があります。
詳しくは、ハローワークにお尋ねください。

- ◆雇い入れた労働者に対する配慮事項など支給申請にあわせて報告していただきます。
- ◆対象となる事業主の要件は、雇用保険の適用事業主であること、対象労働者の雇入れ日の前後6か月間に事業主の都合による従業員の解雇（勧奨退職を含む）をしていないことなどの対象要件があります。詳細は、労働局又はハローワークにお問い合わせください。
- ◆雇入れから6か月後にハローワーク職員が職場訪問を行います。

○ 〈支給額〉 ～対象期間を6カ月ごとに区分し、一定額を支給します～

対象労働者	企業規模	支給対象期間	支給額		
			第1期	第2期	支給総額
短時間労働者 以外の労働者	大企業	1年	25万円	25万円	50万円
	中小企業	1年	30万円	30万円	60万円
短時間労働者	大企業	1年	15万円	15万円	30万円
	中小企業	1年	20万円	20万円	40万円

◆問い合わせ先：厚生労働省北海道労働局職業安定部地方訓練受講者支援室
TEL 011-709-2311(内線 3642)

◆厚生労働省ホームページ
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000139221.html>

平成 29 年 1 月 1 日の雇入れから

「高年齢者雇用開発特別奨励金」の支給要件が変更となります【新規】

(北海道労働局)

「高年齢者雇用開発特別奨励金」は、ハローワーク又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、65 歳以上の離職者等を 1 年以上継続して雇用する労働者として雇入れる事業主に対して支給される助成金です。

平成 29 年 1 月 1 日から、65 歳以上の方についても「高年齢被保険者」として、雇用保険の適用対象となることに伴い、標記奨励金の対象労働者、事業主の要件も、平成 29 年 1 月 1 日の雇入れから下記のとおり変更となります。

<対象労働者の要件>

- ① 雇入れ日現在の満年齢が 65 歳以上の方
- ② 紹介日において雇用保険の被保険者でない方(紹介日において 1 週間の労働時間が 20 時間以上となる就労や自営等を行っている方は失業状態にないとみなされ対象となりません)

※ 従来要件とされていた下記については、要件から削除されることとなります

- ・雇用保険の被保険者資格を喪失した日の翌日から 3 年以内に雇入れされた方
- ・雇用保険の被保険者資格を喪失した日以前 1 年間に被保険者期間が 6 カ月以上あった方

<事業主の要件>

- ① ハローワーク等の紹介により、1 年以上継続して雇用する労働者として雇入れ、雇用保険の高年齢被保険者とした事業主

◆問い合わせ先:厚生労働省北海道労働局職業安定部職業対策課雇用助成金札幌センター3 階 011-738-1056

◆参 考:厚生労働省ホームページ

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_kounenrei.html

「ほっかいどう働き方改革支援センター」のご案内

【新規】（北海道）

北海道では、地域の企業を対象に、就業環境の整備や労働生産性の向上に向けた包括的な支援などについて、社会保険労務士や中小企業診断士などの専門家が無料で相談に対応する「ほっかいどう働き方改革支援センター」を平成28年12月20日に開設しました。
是非、お気軽にご相談ください。

◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんなことをやっているの？

「働き方」に関する企業のお悩み解決！専門家のアドバイスが無料で受けられます。

■ 社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、無料で相談窓口が利用できます。

「ほっかいどう働き方改革支援センター」(札幌市内)には、社会保険労務士・中小企業診断士が常駐し、労働問題や労働環境の整備などの労働面のアドバイスと生産性の向上や業務の効率化、利益率の向上などの経営面に関するアドバイスがワンストップで受けられる対応窓口(無料)を設置しています。

■ 札幌以外でも相談できる「出張相談会」を道内6か所で毎月開催！

センターから離れている地域の皆さんには、函館市、旭川市、帯広市、釧路市、北見市、室蘭市において、毎月1回開催する出張相談会をご利用いただけます。

(詳細は、センターホームページをご覧ください。)

■ 「働き方改革アドバイザー」があなたの会社を訪問し、適切な助言・指導を行います。

就業規則の見直しや職場環境の改善など現場でのアドバイスが必要な場合には、専門家が直接あなたの企業を訪問し、実態に即した適切な助言・指導を行います。

(常時雇用する従業員が300人以下の道内に事業所を有する企業等を対象に、1法人につき2回まで訪問します。)

◆「ほっかいどう働き方改革支援センター」ではどんな相談を受けられるの？

- ◇ 長時間労働を減らすにはどうしたらいいのかわかりたい
- ◇ 非正規社員を正社員にするメリットについて知りたい
- ◇ 就業規則に問題がないかチェックしてほしい
- ◇ 制度を導入する際に助成制度を紹介してほしい
- ◇ 有給休暇の取得率を上げるにはどうすればいいのかわかりたい
- ◇ 様々な「働き方」の最近の情報を知りたい

◆ご利用方法

相談希望の方は、下記の専用電話へ事前にご連絡ください。

◆ ほっかいどう働き方改革支援センター

札幌市中央区北1条西7丁目プレスト1・7 3F 北海道中小企業団体中央会内

TEL:0120-495-595(専用電話)

URL:<http://www.lilac.co.jp/hataraki>

午前9時～午後5時(土日祝日を除く)



中小企業大学校旭川校 1月～2月開講講座のご案内
～中小企業の人材育成をサポート～ 【更新】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成29年1月～2月に開講する、研修講座の情報をご案内します。カリキュラム詳細をご覧頂き、ぜひ、ご検討ください。お申し込みは、ホームページまたはファックスでお受けしています。

No.22 戦略思考と意思決定カレベルアップ講座

マネジメントゲームで学ぶ

～ 経営シミュレーションで磨く、競争市場における経営感覚 ～

経営シミュレーションを通じて、先行き不透明な環境下にあっても経営管理者・リーダーが戦略思考を養い、経営数字を把握し、迅速な意思決定を行うといったバランスの取れた経営感覚・経営管理能力を身につけることを目的とします。

◆この研修のポイント

1. 経営シミュレーション「マネジメントゲーム」を通じて計数管理力や意思決定などの経営感覚・経営管理力を磨きます。
2. 経理や財務の知識が無くても、演習と解説とを通じてキャッシュフロー経営を学ぶことが出来ます。
3. 2日目は演習時間が夜間まで続きますので、大学校へのご宿泊をお勧めいたします。

◆実施期間 1月23日(月)～25日(水)3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 ビジネス・マネジメント・ネットワーク 代表 高橋 茂人氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095251.html>

No.23 わが社の業務改革推進講座

～ 利益を生み出す業務プロセスの革新をめざして！ ～

業務改革の様々な手法を理解し、現場主義の業務改革を企業に定着させ、組織活性化を図るためのノウハウを学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 経営分析の手法を学び自社を分析します。
2. 自社の経営戦略企画書を作成します。
3. 業務改革推進プランをまとめます。

◆実施期間 1月26日(木)～27日(金)/2月23日(木)～24日(金)/3月16日(木)～17日(金) 延べ6日間

◆研修時間 42時間

◆対象者 経営幹部・管理者(候補者)

◆受講料 58,000円(税込)

◆講師 有限会社ブレインズ・ワン 代表取締役 阿部 裕樹氏
有限会社B・Pサポート 代表取締役 田坂 和夫氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095252.html>

校外セミナー 札幌開催

No.504 経営に活かす会計情報活用法

厳しい時代を勝ち抜く会計実務 ～ 儲かるしくみと資金計画 ～

儲ける経営、お金を生む経営のための会計情報の見方と経営活動での活用法をわかりやすく説明し、特に昨今の経済情勢に対応した売上予算の作成、利益・資金計画の策定に役立つ内容を実践的に学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. 管理会計の基本的事項について、しっかり学ぶことができます。
 2. 損益分岐点を実務に活用する方法について、わかりやすく学びます。
 3. 売上予算、次年度利益計画、次年度資金計画の策定を実践レベルで修得します。
- ◆研修会場 中小機構北海道 大会議室(札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル6階)
 - ◆実施期間 1月27日(金) 1日間
 - ◆研修時間 6時間
 - ◆対象者 経営者・管理者(候補者)
 - ◆受講料 16,000円(税込)
 - ◆講師 西野税理事務所 所長 西野 光則氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095262.html>

No.24 経営に活かす人材育成の考え方・進め方

～人材こそが企業を成長させる～

人材育成の知識と手法を学ぶとともに、自社の経営戦略を実現するために求められる人材像を明確にすることで、より自社に合った実践的で実効性の高い人材育成計画(人事・研修・評価)によって社員のやる気を引き出し、定着率を高めて業績にも貢献できる仕組みづくりを学びます。

◆この研修のポイント

1. 社員に対して、将来のキャリアアップ・成長の展望を示すことができるようになります。
 2. 社員のモチベーションアップにも繋がる人材育成計画づくりを学びます。
 3. 大学校などの外部研修を、より有効に活用できるようになります。
- ◆実施期間 2月2日(木)～3日(金)/3月2日(木)～3日(金) 延べ 4日間
 - ◆研修時間 27時間
 - ◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)
 - ◆受講料 38,000円(税込)
 - ◆講師 エムストリームコンサルティング株式会社 代表取締役 植田 正樹氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095253.html>

No.25 キャッシュフロー経営で現場を変える！
キャッシュフロー経営と利益・資金計画

キャッシュフロー経営の考え方について理解するとともに、キャッシュフローをベースに自社の経営強化に活かす利益・資金計画の策定について学びます。

※決算書について初めて学ばれる方も安心してご参加いただけます。

※自社の直近3期分の決算書をご持参いただきます(当校への提出及び他の受講生に公表していただくことはありません)。

◆この研修のポイント

1. 資金繰り表とキャッシュフロー計算書の本質的な違いを理解し経営強化の着眼点を学びます。
2. キャッシュフローをベースに、自社の物語(ストーリー)を読み解きます。
3. 経営課題の理解を深め、自社の実践活用につなげます。

◆実施期間 2月7日(火)～10日(金) 4日間

◆研修時間 27時間

◆対象者 経営幹部、管理者(候補者)

◆受講料 38,000円(税込)

◆講師 宮公認会計士・税理士事務所 所長 宮 直史氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095254.html>

No.26 営業部門管理者養成講座
新たな市場を切り拓くためのマーケティング

営業マネージャー・リーダーとして必須となるマーケティングの知識だけでなく、特に成果を上げている事例について学び、顧客志向に基づいた営業推進手法や、営業戦略の立案とその実践スキルを身に着につけ、マネージャー・リーダーとして自社の営業を改革していくための計画を立てていただきます。

◆この研修のポイント

1. 成果を上げている営業部門の事例を比較し、成果を上げる営業に共通する特徴を掴みます。
2. 数々の事例を通じて、営業リーダーとしての課題解決を学びます。
3. マーケティングの基本とその応用を学び、これからの自社の営業をどのように改革したら良いかを検討します。

◆実施期間 2月14日(火)～16日(木) 3日間

◆研修時間 21時間

◆対象者 管理者、新任管理者(候補者)

◆受講料 31,000円(税込)

◆講師 MORE経営コンサルティング株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095255.html>

校外セミナー 根室開催

No.505 経営トップセミナーⅡ 顧客価値を高める営業・マーケティング講座
“売れる”マーケティングの“勘どころ”と“お客様満足”の実践

顧客価値を高めるマーケティングを基本から学ぶとともに、顧客満足を実現するための知識の活用法について、事例と演習を交えて学んでいただきます。

◆この研修のポイント

1. お客様の気持ちをつかむ勘所を学びます。
2. 経営資源としての「情報」の特質と顧客への情報発信するためのポイントを学びます。
3. 今日から実践できる身近な情報発信ツールの活用方法を学びます。

◆研修会場 根室商工会館(根室市松ヶ枝町2-7)

◆実施期間 2月18日(土) 1日間

◆研修時間 6時間

◆対象者 経営者・経営幹部(候補者)

◆受講料 16,000円(税込)

◆講師 MORE経営コンサルティング株式会社 代表取締役・中小企業診断士 日野 眞明氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095263.html>

No.27 業種別経営課題対策講座 **運送業**

運送業がドライバー不足を解消し経営力を高めるための人材育成

多様化する顧客ニーズや市場の期待に応え続けながら、社内で起こる様々な問題を解決するとともに、着実にドライバー確保と人材育成に取り組んで、厳しい時代を乗り越え成長するための運送業のあり方を学びます。

◆この研修のポイント

1. ドライバーの確保・定着に成果を上げているトラック運送業の経営者に講演して頂き、そのポイントを研究します。
2. 社内で起こる様々な問題を解決し、社内を活性化させる手法を学びます。
3. 受講者からは、「ヒントになるものがいくつもある」、「悩みの解決に自信が持てた」、「体験したことがない講義だった」と好評の研修です。

◆実施期間 2月21日(火)~22日(水) 2日間

◆研修時間 12時間

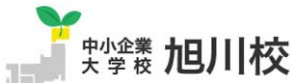
◆対象者 経営者・経営幹部(候補者)

◆受講料 22,000円(税込)

◆講師 経営コンサルティング波多野事務所 代表・中小企業診断士 波多野 卓司氏
鳴海急送株式会社 代表取締役 酒井 誠氏

◆詳細はこちら

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/list/details2016/095256.html>



中小企業・小規模事業者向けセミナーのご案内

無料

～ 旭川 ・ 札幌 の2都市で開催 ～

【新規】(中小企業大学校 旭川校)

中小企業大学校旭川校は、経済産業省所管の独立行政法人である中小機構が運営する研修機関です。今回は、平成28年10月～11月に道内2都市で開講する、無料セミナーの情報をご案内します。お申し込みは、ファクスでお受けしています。

人材育成セミナー・個別相談会開催！<参加無料>

社員が定着する「いい会社づくり」のために

～ 企業にとって人材こそが最重要の経営資源 ～

◆旭川会場

日程： 2017年2月1日(水)
時間： 13:30～15:30
会場： 中小企業大学校旭川校 205教室
個別相談会： 9:00～12:00 16:00～17:00

◆札幌会場

日程： 2017年2月2日(木)
時間： 13:30～15:30
会場： 北海道本部 大会議室
(札幌市中央区北2条西1丁目1-7 ORE札幌ビル 6階)
個別相談会： 9:00～12:00 16:00～17:00

講師・個別相談会アドバイザー

ビジネス・コア・コンサルティング代表 坂本 篤彦氏

◆詳細はこちら

http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/dbps_data/_material/_inst_asahikawa/pdf/2016_zinnzaiikuseisemin-asahikawa-sapporo.pdf

◆◇ ご案内 ◆◇

各市町村・金融機関・商工会議所・商工会等で受講助成制度があります。

詳細は、中小企業大学校旭川校(TEL:0166-65-1200、FAX:0166-65-2190)までお問い合わせ下さい。

中小企業大学校旭川校 および 講座の情報は、ホームページをご覧ください。

<http://www.smrj.go.jp/inst/asahikawa/>



北海道食品製造業 食品表示セミナーのご案内（1～2月開催）

【新規】（北海道）

食品産業の経営総務部門、営業企画部門、生産管理部門など、さまざまな部門の方々を対象とした「食品表示」に関するセミナーです。

平成27年4月1日から「食品表示法」に基づく「新しい食品表示制度」がスタートしました。

制度の円滑な導入に向けて、食品表示の概要や変更点、原料原産地の表示などについてご説明いたします。

参加費は無料です。詳しくはこちらのURLをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/sss/shkhn/zinzaiikuseiseminatirashi.htm>

◆セミナーの内容

- ① 食品表示の概要 ②食品表示法への変更点 ③食品表示法での間違い事例
③ 色のある原材料表示について(特に原料原産地について)

◆日程・会場

地 区	開催日時	会 場
宗谷	平成29年1月17日（火） 13：30～16：30	宗谷総合振興局 講堂 稚内市末広4丁目2番27号
胆振	平成29年1月24日（火） 13：30～16：30	苫小牧保健所 会議室 苫小牧市若草町2丁目2番21号
渡島	平成29年1月27日（金） 13：30～16：30	渡島保健所 会議室 函館市美原4丁目6番16号
釧路	平成29年2月10日（金） 13：30～16：30	くしろ水産センター 大会議室 釧路市浜町3-18
オホーツク	平成29年2月20日（月） 13：30～16：30	網走保健所 会議室 網走市北7条西3丁目
十勝	平成29年2月24日（金） 13：30～16：30	十勝総合振興局 会議室 帯広市東3条南3丁目1

◆お問い合わせ先

北海道経済部食関連産業室（担当：森永、樽井）

札幌市中央区北3条西6丁目 TEL：011-204-5312 FAX：011-232-8860

北海道立高等技術専門学院及び国立北海道障害者職業能力開発校の
平成29年度の訓練生を募集しています！

【更新】（北海道）

専門的な知識や技術・技能を身に付けて就職しようとする方々を対象に、職業訓練を行っています。募集している訓練科目及び人員等の詳細については、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。また、各高等技術専門学院(全道8学院)等のホームページが開設されていますので、次のアドレスより、科目等の詳細について、参考にすることができます。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/contents/hyou/gakuinn.htm>

○ 入校選考日程等

施設 (選考区分)	学 院		障害者校
	推薦選考	一般選考(追加)	一般選考
出願期間	学院が指定する日 ～平成29年1月15日(日)まで	学院、科目により異なりますので、各学院にお問い合わせください。 (平成29年3月下旬まで予定)	平成28年12月1日(木) ～平成29年1月20日(金)
試験日	平成29年1月20日(金)	学院が指定する日	平成29年2月6日(月)
受験資格	○学び直し若年者自己推薦 35歳未満の高校を卒業した方等 〔室蘭、苫小牧の2学院と5学院 (函館、旭川、北見、帯広、釧路)の 自動車整備科が対象です〕 ただし、自動車整備科は、一般選考 で募集定員に満たない場合に限りま す。	高校を卒業した方若しくは、これと同等以上の学力を 有すると認められた方(平成29年3月卒業見込みを含む)	ただし、障害者校の短期課程の 総合実務科は、一般求職者等 (新規中学校卒業者を含む)で職 業に必要な技能及び これに関する知識を習得しようと する方
試験内容	学力試験(国語、数学) 面接試験		
その他	推薦選考及び一般選考で募集定員を満たさない場合は、追加募集を実施します。		

○ 道立高等技術専門学院、北海道障害者職業能力開発校

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
札幌高等技術専門学院	065-0027	札幌市東区北27条東16丁目	011-781-5541
函館高等技術専門学院	041-0801	函館市桔梗町435番地	0138-47-1121
旭川高等技術専門学院	078-8803	旭川市緑が丘東3条2丁目1番1号	0166-65-6667
北見高等技術専門学院	090-0826	北見市末広町356-1	0157-24-8024
室蘭高等技術専門学院	050-0083	室蘭市東町3丁目1-11	0143-44-3522
苫小牧高等技術専門学院	053-0052	苫小牧市新開町4丁目6-10	0144-55-7007
帯広高等技術専門学院	080-2464	帯広市西24条北2丁目	0155-37-2319
釧路高等技術専門学院	084-0915	釧路市大楽毛南1丁目2	0154-57-8011
障害者職業能力開発校	073-0115	砂川市焼山60番地	0125-52-2774

能力開発セミナー（1-3月開講予定）のご案内【更新】（北海道）

在職者の能力向上を図るための職業訓練です。

北海道立高等技術専門学院及び障害者職業能力開発校では、企業に在職している方を対象に、知識・技能を向上させるための職業訓練（能力開発セミナー）を実施しています。

受講料は無料です（テキスト代等の実費負担あり）。

訓練の詳細は、各高等技術専門学院等にお問い合わせください。

1-3月開講												
技 専 等	訓 練 科 名	専 攻 科 目 名	実 施 地	施設内外の別		昼夜の別		実 施 時 期		訓 練 期 間		定 員
				内	外	昼	夜			日 数	時 間	
札幌高等技術専門学院 011-781-0559	消防設備科②	消防設備法令	札幌市	○		○		H29.1.18	H29.1.19	2	14	20
函館高等技術専門学院 0138-47-1121	機械製図科	製図基礎	函館市	○			○	H29.1.16	H29.1.25	8	30	10
	建築塗装科	塗装デザイン	函館市	○		○		H29.2.1	H29.2.14	10	40	10
	溶接科	アーク溶接特別教育	函館市	○		○		H29.2.21	H29.2.24	4	26	10
旭川高等技術専門学院 0166-65-6220	土木科	2級土木施工管理技士	旭川市	○		○		H29.2.20	H29.2.24	5	30	25
旭川高等技術専門学院 稚内分校 0162-33-2636	配管科	建築配管	稚内市		○	○		H29.1.13	H29.1.14	2	12	15
	建築科	2級建築施工管理技士(建築)	稚内市		○		○	H29.1.26	H29.2.28	10	20	10
	CAD製図科	Jw_cad	稚内市		○		○	H29.2.6	H29.3.15	12	24	10

「在職者職業訓練総合相談窓口」の開設について

(北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

在職者の従業員のより高い資格・能力のレベルアップを考えている企業へ、職業訓練の情報や担当する窓口をご案内します！

- ◆ 北海道労働政策協定を踏まえ、平成 28 年 1 月 28 日に、北海道労働局、北海道、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構の3者で、北海道ビジネスサポート・ハローワーク内に設置しました。

社員の人材育成に取り組み、スキルアップをお考えの企業の方、お気軽にご相談ください。

○職業訓練

能力開発セミナー、認定職業訓練制度（実施機関：北海道、高齢・障害・求職者雇用支援機構）

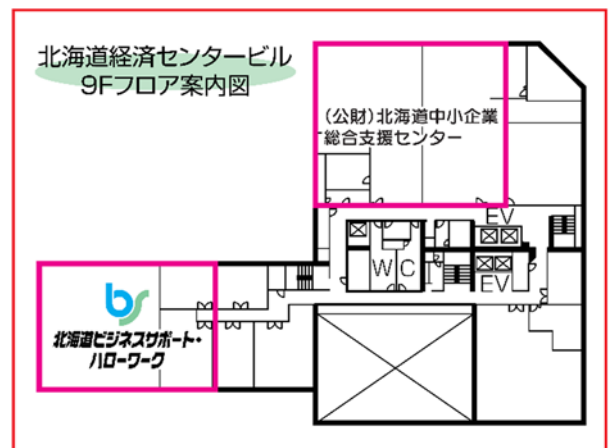
○助成金

キャリアアップ助成金、キャリア形成促進助成金、企業内人材育成推進助成金（実施機関：北海道労働局）

- ◆ 問い合わせ先

北海道ビジネスサポート・ハローワーク Tel 011-200-1622

札幌市中央区北1条西2丁目2 北海道経済センタービル9F



「中小企業等経営・金融特別相談室 年末経営・金融相談」のご案内

【新規】（北海道）

道では、年末の資金需要期を迎え、人手不足によるコストアップや今夏の台風被害などにより厳しい経営環境に置かれている中小企業者の方々の経営及び金融に関する相談に対応するため、相談窓口を設置しています。

また、年末は、平日（開庁日）のほか、12月29日、30日にも相談窓口（中小企業課のみ）を設置し、相談を受け付けます。

【受付時間・設置場所】

開庁日 午前8時45分から17時30分まで

北海道経済部地域経済局中小企業課及び各（総合）振興局で相談を受け付けています。

12月29日・30日の午前9時から15時まで

北海道経済部地域経済局中小企業課で相談を受け付けています。

機関名	連絡先	住所
経済部地域経済局中小企業課(経営相談)	011-204-5331	札幌市中央区北3条西6丁目
経済部地域経済局中小企業課(金融相談)	011-204-5346	
空知総合振興局商工労働観光課	0126-20-0061	岩見沢市8条西5丁目
石狩振興局商工労働観光課	011-204-5827	札幌市中央区北3条西7丁目
後志総合振興局商工労働観光課	0136-23-1362	虻田郡倶知安町北1条東2丁目
後志総合振興局小樽商工労働事務所	0134-22-5525	小樽市富岡1丁目14番13号
胆振総合振興局商工労働観光課	0143-24-9589	室蘭市海岸町1丁目4番1号
日高振興局商工労働観光課	0146-22-9281	浦河郡浦河町栄丘東通56号
渡島総合振興局商工労働観光課	0138-47-9459	函館市美原4丁目6番16号
檜山振興局商工労働観光課	0139-52-6641	檜山郡江差町字陣屋町336-3
上川総合振興局商工労働観光課	0166-46-5940	旭川市永山6条19丁目
留萌振興局商工労働観光課	0164-42-8440	留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷総合振興局商工労働観光課	0162-33-2925	稚内市末広4丁目2-27
オホーツク総合振興局商工労働観光課	0152-41-0636	網走市北7条西3丁目
十勝総合振興局商工労働観光課	0155-27-8537	帯広市東3条南3丁目
釧路総合振興局商工労働観光課	0154-43-9182	釧路市浦見2丁目2番54号
根室振興局商工労働観光課	0153-24-5619	根室市常盤町3丁目28番地

BCP ワークショップを開催します

～ 事業継続計画のつくり方 ～

【新規】（北海道経済産業局）

経済産業省北海道経済産業局では、自然災害等の緊急事態に遭遇した中小企業等が、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために有効な BCP(事業継続計画)の策定を推進しています。

本ワークショップでは、中小企業庁で提供している「中小企業 BCP 策定運用指針」に基づいた BCP 策定演習を行います。

◆開催概要

【日時・場所】 ※調整中の情報は、決定次第、当局のウェブサイトに掲載します。

室蘭市：平成 28 年 12 月 15 日(木)14:00～ 室蘭市中小企業センター 2 階中会議室

旭川市：平成 29 年 1 月 27 日(金)14:00～ 旭川信用金庫本店 5 階大会議室

帯広市：平成 29 年 2 月～3 月(調整中)

札幌市：平成 29 年 2 月～3 月(調整中)

【対象・定員】 中小企業・各会場 20 名程度

【内容】 中小企業 BCP 策定運用指針に基づいた BCP 策定演習
実施機関：(一社)中小企業診断協会北海道

◆申込方法

申込方法等詳細は、(一社)中小企業診断協会北海道のウェブサイトをご覧ください。

◇12/15 室蘭市開催分【URL】<http://www.shindan-hkd.org/2016/11/bcp1215.html>

◇ 1/27 旭川市開催分【URL】<http://www.shindan-hkd.org/2016/12/bcp127.html>

◆問い合わせ先

(一社)中小企業診断協会北海道

TEL:011-231-1377(担当:守谷)

◆協力

室蘭市、(公財)室蘭テクノセンター、室蘭信用金庫

旭川市、(一財)旭川産業創造プラザ、旭川信用金庫

◆BCP（事業継続計画）とは

自然災害等の緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に止めつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、あらかじめ行うべき活動や事業継続のための計画を定め、文書化したもの。

◆参考

BCP 策定に際してのお役立ち情報は、以下のポータルサイトで随時提供しています。

中小企業のための BCP(当局のウェブサイト)

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokic/bcp/index.htm>

「北海道航空宇宙セミナー」開催のお知らせ
北海道の航空宇宙開発や利活用の可能性について考えてみませんか？

【新規】（北海道）

現在、国において、宇宙における民間活動を見据えた法整備などが進められています。

本道においても、航空宇宙に関する研究など、様々な取組が進められており、こうした取組を紹介するとともに、関連機器の開発や衛星データの活用など 産業創出の可能性について、パネルディスカッションなどを通じて考えるセミナーを開催いたします。

◆日時：2017年1月18日(水)13:10～16:00(開場 12:30)

◆会場：とちプラザ 2階 レインボーホール(帯広市西4条南13丁目)

◆参加費：無料

◇プログラム

(1)参入可能性調査報告

道で実施した航空宇宙参入可能性調査の結果を紹介します。

(2)宇宙産業取組紹介

日本の宇宙産業のビジネス構築に先駆的に取り組む企業から事例紹介します。

<事例紹介者>

インターステラテクノロジズ株式会社 代表取締役社長 CEO 稲川 貴大 氏

株式会社アクセルスペース 代表取締役 中村 友哉 氏

(3)パネルディスカッション

本道における航空宇宙の可能性について、先端的な研究者や実践者が議論します。

<モデレータ>

国立大学法人北海道大学大学院工学研究院 教授 永田 晴紀 氏

<パネリスト>

国立大学法人北海道大学大学院農学研究院 教授 野口 伸 氏

国立大学法人北海道大学北極域研究センター センター長 齊藤 誠一 氏

インターステラテクノロジズ株式会社 代表取締役社長 CEO 稲川 貴大 氏

株式会社アクセルスペース 代表取締役 中村 友哉 氏

※ 詳細については、こちらをご覧ください。

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/sangaku/uchu/utyuusemina.htm>

(案内パンフレット)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/04tirasi.pdf>

◆お申込み：平成28年12月22日(木)まで。

「セミナー参加申込書」にご記入の上、E-mail 又は FAX にてお申し込み下さい。

(PDF版) http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/04_mousikomi.pdf

(word版) <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/file.jsp?id=965510>

【お申込み先】

北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課(担当:西井)

E-mail:tokachi.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp

FAX:0155-25-7756

≪お問い合わせ先≫

・北海道経済部産業振興局科学技術振興室(担当:中里、佐藤)

TEL:011-204-5127 E-mail:sogo.kagi1@pref.hokkaido.lg.jp

・北海道十勝総合振興局産業振興部商工労働観光課(担当:西井、浦田)

TEL:0155-59-9047 E-mail:tokachi.shoko1@pref.hokkaido.lg.jp

農林水産知的財産保護コンソーシアム北海道ブロック知的財産セミナーを開催します

【新規】（北海道）

農林水産知的財産保護コンソーシアムでは、国産農林水産物に関わる知的財産への理解を深めていただくことを目的に、次のとおりセミナーを開催します。

講師としてプライムワークス国際特許事務所の木村純平弁理士をお迎えし、海外進出するにあたり知っておきたい知的財産保護対策について、事例を交えてご講演をいただきます。

また、コンソーシアムで実施したタイ・香港・中国・台湾での現地模倣品調査結果の報告も行う予定です。

知的財産の有効活用、情報収集の機会として、ぜひご参加ください。

開催概要

◆日時：平成29年1月20日(金)13:30～16:30(開場13:15)

◆場所：TKP 札幌カンファレンスセンター カンファレンスルーム6C
(札幌市中央区北3条西3丁目1-6 札幌小暮ビル6階)

◆内容：

【講演1】13:45～15:15(90分)

「事例から検討する海外における冒認出願・模倣対策」
プライムワークス国際特許事務所

木村 純平 弁理士

【講演2】15:25～16:05(40分)

「農林水産知的財産コンソーシアムで実施した海外模倣品市場調査の結果報告」
農林水産知的財産保護コンソーシアム事務局

株式会社マークアイ 日野 由紀

◆主催：農林水産知的財産保護コンソーシアム

◆協力：北海道

◆参加費：無料

<申し込み先>

農林水産知的財産保護コンソーシアム事務局

株式会社マークアイ 担当：星野・日野

E-mail:maff@mark-i.jp FAX:03-6862-9930

<http://mark-i.info/activity/seminar/index.html>

※ 申し込みの際は、参加申込書に必要事項をご記載のうえ、平成29年1月16日(月)までにEメールまたはFAXにてお申し込みください。

<問い合わせ先>

北海道経済部 産業振興局 科学技術振興室 知的財産グループ

電話 011-204-5128(直通)

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kgs/chizai/H28seminar.htm>

「全国キャラバン！食の発掘商談会 in 札幌」の開催について

(北海道)

農林水産省(事業実施主体:株式会社 JTB 西日本)の主催により、6次産業化の取組により開発された新商品の販売先を探している農林漁業者等と流通業者とのマッチングの機会を作るため、農林漁業者等と流通業者等との商談会が開催されます。

全国キャラバン！食の発掘商談会 in 札幌



◆日 時◆

平成 29 年 2 月 2 日(木) 8:50～17:10

◆場 所◆

ニューオータニイン札幌(札幌市中央区北 2 条西 1 丁目 1 番地)

◆概 要◆

確実にバイヤーと商談できる「アポイント型個別商談」をメインとし(最大 10 商談)、展示会の場や名刺交換会もごさいます。また、当日はバイヤーからの『指名制商談会』も実施します。

◆出 展 者◆

農林水産物生産・加工・販売業者 35社(予定)

◆参加バイヤー◆

全国の百貨店、スーパー、小売、卸、商社、通販、ホテル等 約 20 社

※イベント当日は、事前に登録(申込)した出展者・バイヤーのみが入場可能となっておりますが、当日来場を希望される場合は、事前に下記お問い合わせ先まで個別にご連絡ください。

【お問い合わせ先】

北海道農政部食の安全推進局食品政策課6次産業化推進グループ
担当:名久井(TEL:011-204-5432)

「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました

～ 平成 28 年度予算・補正予算・税制 ～

【新規】（北海道経済産業局）

北海道経済産業局では、中小企業の設備投資や海外展開等をサポートするため、平成 28 年度補正予算事業を中心に「中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック」を作成しました。

◆本ガイドブックは、当局のウェブサイトからダウンロードできます。

公募期間や応募先等、未定の情報は、決まり次第随時更新します。

中小企業向け“使える！”経済産業省支援メニューガイドブック

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hoksr/guidebook/index.htm>

◆掲載事業

【設備投資】

1. 革新的ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金
生産性向上を実現する設備や試作品開発に必要な設備の導入費を補助します
2. 生産性向上設備投資促進税制
機械装置・建物等を導入する事業者を税制面から支援します(特別償却 50%または税額控除 4%)
3. 新たな機械装置の投資に係る固定資産税の特例
新たに機械装置を取得する中小企業を税制面から支援します(固定資産税を 3 年間半減)

【小規模事業者向け】

4. 小規模事業者持続化補助金
生産性向上や販路開拓に取り組む小規模事業者の広報費や店舗改装費等を補助します

【海外展開】

5. コンテンツグローバル需要創出基盤整備事業補助金
地域発コンテンツ等の海外展開を通じた日本の魅力発信に資するプロモーション費用等を補助します
6. 中小企業等外国出願支援事業補助金(3 次公募)
海外における特許、商標等の出願手続きに係る費用を補助します

平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」

～ 11月から3月は冬季の省エネキャンペーン ～

(北海道経済産業局)

冬季の省エネルギーの取組(11～3月)を促進するため、省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議(事務局:経済産業省)が開催され、平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」が10月28日に決定しました。

本取組は、省エネルギーに関する国民運動の展開、産業界等への周知・協力要請及び政府自らの取組について定めたものです。

つきましては、無理のない範囲で省エネルギーの取組の実践についてご理解、ご協力をお願いいたします。

省エネルギー・省資源対策推進会議省庁連絡会議は、省エネルギー・省資源対策を総的かつ効率的に推進するため、毎年、エネルギー消費が増加する夏と冬が始まる前に開催されています。

平成28年度の「冬季の省エネルギーの取組について」は、政府自らが率先して取り組むとともに、各方面に省エネルギーの取組を呼び掛け、国、地方公共団体、事業者及び国民が一体となった省エネルギーに関する取組をより一層推進する内容になっております。

なお、当局でもオフィスの省エネルギー・節電の観点から空調管理の徹底、照度の削減等を励行しております。

◆詳細については、当局のウェブサイトをご覧ください。

【URL】<http://www.hkd.meti.go.jp/hokpw/winter16/index.htm>

北海道最低賃金（地域・特定）改正のお知らせ

（北海道労働局）

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

北海道の最低賃金

もう、チェックした！



◆地域別最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	適用労働者等の範囲
北海道最低賃金	時間額 786 28. 10. 1発効	北海道において事業を営む全産業の使用者及びその者に使用される労働者に適用されます。

◆特定最低賃金

最低賃金の件名	最低賃金額(円)	特定最低賃金の適用が除外される者
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	時間額 830 28. 12. 4発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰め業務に主として従事する者
鉄鋼業 ※「鉄素形材製造業」及び「その他の鉄鋼業」を除く	時間額 900 28. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 ※「発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業」、「産業用電気機械器具製造業」、「電球・電気照明器具製造業」及び「医療用計測器製造業(心電計製造業を除く。)」を除く	時間額 821 28. 12. 1発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者 5 手作業による検品、検数、選別、材料若しくは部品の送給若しくは取りそろえ、運搬、洗浄、包装、袋詰め、箱詰め、ラベルはり、メッキのマスクング又は脱脂の業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務を除く。)に主として従事する者 6 熟練を要しない手作業又は手工具若しくは操作が容易な小型電動工具を用いて行う曲げ、切り、組線、巻き線、かしめ、バリ取りの業務(これらの業務のうち、流れ作業の中で行う業務は除く。)に主として従事する者
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業 ※「木造船製造・修理業」及び「木製漁船製造・修理業」を除く	時間額 825 28. 12. 4発効	1 18歳未満又は65歳以上の者 2 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの 3 清掃、片付け、整理、雑役又は炊事の業務に主として従事する者 4 みがき又は塗油の業務に主として従事する者

この表を労働者の見やすい場所に掲示して下さい。(最低賃金法第八条)

- 最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金、時間外等割増賃金は算入されません。
 - 最低賃金は、パートタイマー、臨時、アルバイトなどすべての労働者に適用されます。
 - 二つ以上の最低賃金の適用を受ける場合には、高い額の最低賃金が適用されます。
 - 派遣労働者は、派遣先の地域(産業)に適用される最低賃金が適用されます。
- ・ 最低賃金についての詳しいことは、北海道労働局(電話 011-709-2311)又は最寄りの労働基準監督署(支署)へお問い合わせ下さい。

～ 経営課題や労務管理のワンストップ無料相談は「北海道最低賃金総合支援センター」へ ～
 フリーダイヤル0120-67-3110(まずは気軽にお電話を！)
 詳細は <http://www.h-chuokai.or.jp/sosien>

企業主導型保育事業のお知らせ（4次募集中）について

（北海道）

公益財団法人児童育成協会からのお知らせです。同協会において、企業主導型保育事業の4次募集中です。関心がありましたら、早めに相談されますようよろしくお願いいたします。

会社も、社員も、地域もうれしい

企業主導型保育事業

4次募集中です



※4次募集：整備費、運営費ともに12月1日から12月28日まで

こんな場合が対象です

- ・自ら、社員のための保育施設を設置・運営する場合※
- ・自ら、社員のための保育施設を設置・運営し、近隣企業と共同利用する場合※
- ・複数社で社員のための保育施設を共同で設置・運営する場合※
- ・保育サービス事業者が設置・運営する保育施設と企業が契約して利用する場合
※保育サービス事業者への運営委託が可能です。

【地域枠】従業員枠だけでなく地域で保育を必要としている子どもが利用する地域枠を設けることもできます。
(定員の50%以内)

こんな助成が受けられます

【整備費助成金】（参考）

- ・「基準額を基礎とした基本単価」と「実際にかかった建築費や既存建物の改修費の4分の3の額」を比較して低い方の額を国が助成

〔参考例〕札幌市で定員25人の施設を建築する場合

・基本単価（都市部）	78,500,000円	
・設計費加算（5%）	3,925,000円	※設計費は建築の場合のみ加算
合 計	82,425,000円	

整備費用としての約8,200万円の助成が受けられます。


【運営費助成金】

- ・認可施設とほぼ同水準の運営費を国が助成

〔参考例〕札幌市で定員25人（乳児10人、1・2歳児15人、1日11時間開所、週7日未満開所、保育士比率50%）の場合

・乳児	190,430円 × 10人 × 12月 = 22,861,600円
・1・2歳児	132,100円 × 15人 × 12月 = 23,778,000円
・利用者負担相当額控除	△10,272,000円
	36,367,600円

年額約4,000万円の運営費が助成されます。

【お問合せ】  公益財団法人児童育成協会 TEL: 03-5766-3801 (平日 9:30~17:30)
Eメール: syoukai@kigyounaihoiku.jp

企業主導型保育事業ポータル 検索

【問い合わせ】 北海道保健福祉部子ども未来推進局子ども子育て支援課子育て支援G(Tel011-204-5236)
北海道経済部労働政策局雇用労政課就業環境G(Tel011-204-5354)